

## ○唐津市緑花推進条例

平成17年1月1日

条例第243号

### (目的)

第1条 この条例は、豊かな自然が人間にとって、かけがえのないものであることにかんがみ、本市における緑の保全及び回復を図るため、市民一体となって緑花（緑と花に満ちた明るい環境整備をいう。以下同じ。）を推進し、もって健康で清潔なまちづくりに資することを目的とする。

### (市の責務)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、唐津市環境基本条例（平成17年条例第186号）第2条に規定する環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、緑花の推進に関し総合的な計画を策定し、これを実施しなければならない。

### (市民の協力)

第3条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活を潤いのあるものにするため、樹木、生垣等の保護育成を図るほか、敷地内、空閑地等に樹木、花き等を植栽し、大切に育てるよう自ら努めるとともに、雑草類の繁茂、廃棄物等の不法投棄等により付近の住民の生活環境を侵害しないように適正に管理するなど、市長が実施する施策に協力しなければならない。

### (事業者の協力)

第4条 市内において事業を行っている事業者は、基本理念にのっとり、良好な自然環境が確保されるよう当該工場、事業所等の敷地内の緑花の推進を図るとともに、空閑地等の環境美化に努めるなど、市長が実施する施策に協力しなければならない。

### (修景緑花街区)

第5条 市長は、市街区の修景緑花上、必要があると認めるときは、修景緑花街区（以下「街区」という。）を指定することができる。

2 市長は、指定した街区について街路樹の植栽、花壇その他の修景施設の設置等

に努めなければならない。

- 3 指定された街区内で、建築物その他の施設を設置している者又は設置しようとする者は、その敷地内で道路に面して樹木、花き等を植栽し、花壇を設けるなど緑花の推進に努めなければならない。

(団地の緑花)

第6条 規則で定める住宅団地等の団地造成事業者は、市と協議のうえ、緑花の推進に努めなければならない。

- 2 市長は、前項の協議を受けた場合で必要があると認めるときは、指導、助言又は勧告をすることができる。

(保存樹木等の指定)

第7条 市長は、良好な自然環境の確保及び美観風致を維持するため、必要があると認める樹木又は樹木の集団をその所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の同意を得て保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。この場合において、保存樹木等の保護のため必要があると認めるときは、その所在する土地の周辺の区域を併せて樹木保存区域として指定することができる。

- 2 市長は、前項の指定をしたときは、これを表示する標識を設置しなければならない。
- 3 何人も、保存樹木等が大切に保存されるよう努めなければならない。
- 4 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等について、枯損を防止するなど、その保全に努めるとともに、保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 5 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等の移植、伐採又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、指定した保存樹木等について必要があると認めるときは、当該保存樹木等の所有者等に対して、助言、指導又は援助をすることができる。

(樹木保存区域における行為の届出)

第8条 樹木保存区域において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ

その旨を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置としての行為及び通常管理行為については、この限りでない。

(1) 建築物その他工作物の新築、改築又は増築

(2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他土地の区画形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 前3号に掲げるもののほか、保存樹木等の保全に影響を及ぼす行為で市長が別に定めるもの

2 非常災害のため必要な応急措置の行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、保存樹木等の保全のため必要があると認めるときは、第1項の届出をした者に対し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(保存樹木等の指定解除)

第9条 市長は、保存樹木等について、滅失、枯死その他の理由により、その指定の理由が消滅したときは、速やかに指定を解除しなければならない。

2 所有者等は、市長に対し、前項の規定による指定解除の申請をすることができる。

(緑と花の週間)

第10条 市は、緑花を推進し、市民の緑花思想の高揚を図るため、「緑と花の週間」を定めるものとする。

(助成)

第11条 市長は、緑花の推進に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる。

(緑花保全等の措置)

第12条 市長は、自然環境の保全又は緑花の推進のため特に必要と認めるとき、又は土地等の所有者から売渡し等の申出があったときは、土地等の買収その他適当な措置を講ずるものとする。

(緑花審議会の設置)

第13条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、唐津市緑花審

議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 緑花推進の計画に関する基本的事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、緑花の推進に関する重要事項  
（審議会の組織等）

第14条 審議会は、委員若干人をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の唐津市緑化推進条例（昭和48年唐津市条例第32号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。